

香川労働局発表
平成 27 年 3 月 11 日

担 当	香川労働局労働基準部
	監 督 課 長 吉 見 友 弘
	電 話 087-811-8918
	http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

働き方改革について高松市長に協力要請 ～香川働き方改革推進本部長の香川労働局長が市長を訪問～

香川労働局（局長 加藤敏彦）では、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など、従来の働き方を見直す「働き方改革」を進めていくため、本年 1 月に香川県及び労使団体とともに「香川働き方改革推進本部」（本部長：香川労働局長）を設置し、第 1 回本部会議において「香川働き方改革基本方針～すべてのひとが生き生きと働くかがわを目指して～」を策定しました。

香川県下では、都道府県別にみると労働時間が全国 8 番目に長くなっており、働き方改革の実現に向けた取組を進めることは、人口の県外流出を防ぎ、地元企業に優秀な人材が就職し、定着することにも資すると考えられます。

香川働き方改革推進本部では、1 月に策定した基本方針に基づき、労働局長など労働局幹部が関係団体及び企業トップを訪問し、協力要請や働きかけを実施していますが、今般、働き方の見直しに向けた地域全体の機運の醸成を図っていくため、香川労働局長が高松市長を訪問し、協力を要請します。

○香川県内における平成25年の総実労働時間は1,831時間（事業所規模5人以上）で、全国と比べて85時間長く、都道府県別にみるとワースト8位（出典：毎月勤労統計調査、厚生労働省、県政策部統計調査課）。

○長時間労働の削減など働き方の見直しを進めていくためには、個々の企業の取組とともに、地域全体の機運の醸成が必要。

○香川労働局長が高松市長を訪問し、働き方改革の推進に向けて、市長又は市による各種媒体を通じた情報発信などの協力を要請。

日時 平成27年3月17日（火）14:00～

場所 高松市役所 4階 市長応接室

※取材いただく場合は、直接、高松市役所4階市長応接室前にお越しください。

香川働き方改革推進本部 設置要綱

1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直しなど、従来の働き方を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

特に、香川県下においては、総実労働時間が全国と比較して長い状況にあり、長時間労働の解消を始めとする働き方改革の実現は、人口の県外流出を防ぎ、地元企業に優秀な人材が就職し、定着することにも資すると考えられる。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業トップへの働きかけや地域全体の気運の醸成を図ることを目的とする。

2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、香川労働局に、香川働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

3 構成メンバー

本部長	香川労働局長
副本部長	香川労働局労働基準部長
本部員	日本労働組合総連合会香川県連合会会長
	香川県経営者協会会長
	（一社）香川労働基準協会会長
	香川県商工労働部長
	香川労働局職業安定部長
	香川労働局雇用均等室長
事務局長	香川労働局労働基準部監督課長

4 実施内容

- (1) 働き方改革の推進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の推進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他働き方改革の推進のために必要な取組

5 会議

構成メンバーによる協議及び情報交換等を行うため、本部長は、必要に応じ会議を招集する。

6 庶務

本部の庶務は、香川労働局労働基準部監督課において処理する。

香川働き方改革推進基本方針

－「すべてのひとが生き活きと働くかがわを目指して」－

平成27年1月20日
香川働き方改革推進本部

香川県内においては、雇用情勢は着実に改善しつつあるものの、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や県外への人口流出などにより、労働力需給は逼迫しており、特に今後ますます需要の拡大が見込まれる介護や保育といった社会保障分野や建設分野について、構造的な人材不足問題が深刻化している状況である。

また、女性の活躍促進に関してはポジティブ・アクションに取り組んでいる企業が4割を超えているものの、育児休業取得は女性が圧倒的に多数を占めている現状もあって、半数を超える企業が女性の活躍を推進する上で「家庭責任を考慮する必要がある」を問題点と考えているなど、女性が活躍できる環境を構築するには課題も多い。

さらに、年間総実労働時間は、全国平均に比べ長くなっており、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求件数は増加傾向にあることから、長時間労働対策を含む、働き方の見直しが喫緊かつ重要な課題となっている。

香川労働局及び各労働基準監督署では、法違反の疑いのある企業等に対する監督指導を行うとともに、「仕事と生活の調和」の取組等を行ってきたところであるが、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進など、従来の働き方を見直す「働き方改革」を進めていくことが一層求められている。

こうした状況から、「香川働き方改革推進本部」では、香川労働局、香川県、労使団体等が連携した取組を実施することを通じて、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）に基づく「地方創生」につなげることを、すなわち、

- ① 働きやすい・働きがいのある職場づくりのための取組を積極的に進めること
- ② 女性の活躍や男女ともに子育てと就労を両立させる働き方を推進すること
- ③ 仕事と生活の調和を図ることができる環境を整備すること

などにより、香川の現状をより改善させるとともに、人口の県外流出を防ぎ、地元で優秀な人材を就職・定着させ、もって香川県の発展につなげることを目指す。

1 関係団体（市町含む）への協力要請【香川労働局・香川県】

団体の幹部を、香川労働局長等が訪問し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などの働き方・休み方の見直しに向けた、団体自らの取組、傘

下企業等への周知広報、厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）の周知等に対する協力の要請を行う。

また、会員が多数参加する会合等の情報を香川働き方改革推進本部（以下「本部」という。）に集約の上、計画的かつ効果的に実施する。

2 企業トップへの働きかけ【香川労働局・香川県】

(1) 地域における波及効果が高いと見込まれる企業

管内に本社機能を有する主要な企業を香川労働局長等が訪問し、各企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むよう働きかける。各企業における取組内容をポータルサイトや労働局等のホームページを介し情報発信することについて、協力を依頼する。

(2) 他の模範となるような働き方改革を実現している先進的な企業

本部において情報を集約の上、香川労働局長等が計画的に訪問し、他の企業に参考となるような先進的な取組事例等をポータルサイトや労働局等のホームページを介し情報発信することについて、協力を依頼する。

3 情報の収集【本部】

(1) 働き方改革を進めるための認識の共有を図るべく、香川県内の労働時間の状況、年次有給休暇の取得状況、有効求人倍率等の情報を収集し、全国平均や他の地域の指標と比較するなどの分析を行う。

(2) 県内企業がホームページ等で公表している情報等から、時間外労働時間数や年次有給休暇の取得状況のほか、雇用管理に関する社内制度（特別な休暇、在宅勤務、転勤等の勤務条件など）の状況を把握する。

4 情報の発信【本部】

(1) 地域全体の気運の醸成につなげるべく、団体が発信するメッセージ等を本部において集約し、広報紙やホームページ等を通じて情報発信する。

(2) 訪問企業における取組内容等について、ポータルサイトや労働局等のホームページに掲載するなど、情報発信に努める。既に長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に積極的に取り組んでいる企業についても、同様に情報発信を行う。

(3) 各種セミナー・会合等あらゆる機会を捉え、働き方改革の取組について周知するとともに、報道機関を通じた広報にも積極的に取り組む。